

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も許さない姿勢で、相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを解決していくこうとする生徒を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

総合学科で、自立支援コースを有する本校では、「多様な進路希望実現を支援する」「互いに違いを認め合い、ともに学びともに生きる」を教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1)組織設置の目的

いじめ防止のための組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。また、スクールカウンセラー等の活用により、より実効のないじめの問題の解決を図る。

(2)「いじめ対策委員会」(通称「生活安全委員会」)

(3) 構成員

校長、教頭、首席、指導教諭、生徒指導主事、生徒支援委員長、人権教育推進委員長、養護教諭、その他の関係教員

(4) 役割

ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCA サイクルの実行を含む。）

4 年間計画

堺東高等学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知	学校いじめ防止基本方針の内容を生徒、保護者へ周知	第1回 いじめ対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有）
5月	高校生活支援カードによって把握された生徒状況の集約 人権 HR（いじめの定義） 探求入門（コミュニケーション能力の育成） HR（ネット関連） 校外学習（コミュニケーション能力の育成） いじめアンケート実施	人権HR（いじめを考える） 高校生活支援カードによって把握された生徒状況の集約 探求講座（コミュニケーション能力の育成） HR（ネット関連） 校外学習（コミュニケーション能力の育成） いじめアンケート実施	人権HR（いじめをなくすために） 探求講座（コミュニケーション能力の育成） HR（ネット関連） 校外学習（コミュニケーション能力の育成） いじめアンケート実施	「学校いじめ防止基本方針」のHP更新 PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 教職員間による公開授業週間（わかる授業づくりの推進）
	6月	保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	第2回委員会（進捗確認）
7月	活動体験（社会性の育成）	大学見学（社会性の育成）	HR（ストレス・コントロールを学ぶ）	
8月	個人面談	個人面談	個人面談	教育相談週間
9月	文化祭 いじめアンケート実施	文化祭 いじめアンケート実施	文化祭 いじめアンケート実施	上半期のいじめ状況調査 第3回委員会（状況報告と取組みの検証）
10月	HR（デートDV予防）		HR（HIV、AIDS予防）	教職員間による公開授業週間（わかる授業づくりの推進）
11月	HR（ネット関連） 保護者懇談週間	HR（ネット関連） 保護者懇談週間	HR（ネット関連） 保護者懇談週間	教職員間による研究授業週間（わかる授業づくりの推進）
12月	（家庭での様子の把握） いじめアンケート実施	（家庭での様子の把握） いじめアンケート実施	（家庭での様子の把握） いじめアンケート実施	
1月				第4回委員会（年間の取組みの検証）
2月				
3月	人権 HR（虐待防止）	人権 HR（虐待防止）		

5 取組状況の把握と検証（PDC A）

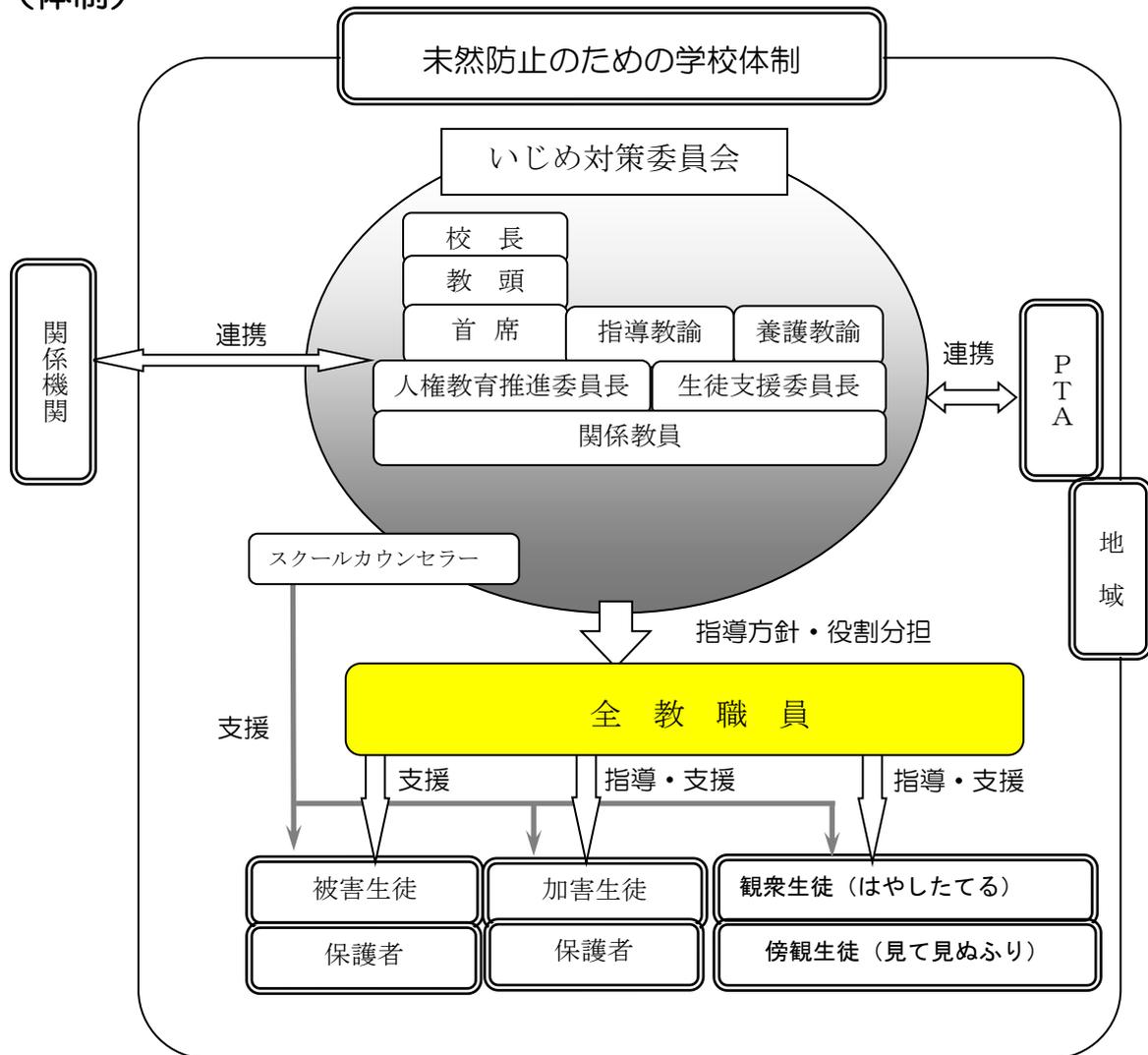
いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ対策委員会を、各考査または学期の終わりなど年2～4回、開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じて学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、志学（道德教育）、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

(体制)



2 いじめ防止のための措置

平素からいじめについての共通理解を図るため、学年会で生徒の情報交換を密に行うとともに、職員会議や教職員校内研修においていじめの態様、特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点、生徒の発するサインの具体例と見逃さないための心構えなどについて理解を深める。

生徒に対しては、全校集会、学年集会、HR活動などで、教職員が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していくことに努める。日々の活動のなかで、生徒と教職員が「何がいじめか」を具体的に列挙して指導や掲示していくようにする。

- (1) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、校外学習、体験活動、読書、人権教育、志学などの各種学校行事の推進により、幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他者に共感する力、自己の思いを発信する力、違いがあっても互いに認め合える力を養う。
- (2) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意点として、勉強や人間関係のストレスの軽減に努める。生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、焦り、劣等感、過度なストレスを抱くことの無いように、自信や自己肯定感が高まる、わかりやすい授業づくりに教員自身取り組み、そのための校内研修や研究授業などを進める。
いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため校内研修を適宜実施する。「いじめられる側にも問題がある・・・」といったいじめを容認するような誤った認識や発言が、教職員や生徒の間に絶対にならないように注意する。
- (3) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を、学校教育活動全体を通じて提供するような工夫が重要である。
- (4) 「学校生活はすべての生徒にとっていかなる場合も安全で安心な場でなければならない」「傍観者（見て見ぬふり）・観衆者（はやしたてる）も加害者（いじめる）と同様に許されない」「被害者に問題はない」という正しい認識を生徒自身が主体的に考え、いじめ防止を訴える取組みを推進する。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えたりすることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケート調査は実態把握をはじめ、いじめを訴えやすい雰囲気づくりに有効である。
- (2) 定期的な教育相談としては、保健室、相談室、電話相談窓口について広く周知することが必要である。日常の観察として、休み時間、放課後、行事、授業中などにも生徒の様子に目を配り、教員間で日々情報交換をおこなっていく。
- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制作りのために、保健室、相談室、電話相談、個人面談、保護者懇談などを活用する。
- (4) 保健ニュース、学年通信、相談室便り、ホームページ等により、相談体制を広く周知する。アンケートの実施により、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱い（スクールカウンセラー、関係機関等）について保護者の了解を事前に得るなど明確にし、適切に取り扱う。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導にあたっては、家庭訪問や別室指導等個別に指導する機会を設け、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- (4) その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進める。認知されたいじめ事象について教訓化するとともに、その背景や課題を分析し、生徒への対応のあり方を見直す。人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存（画像やSNS上の誹謗中傷など、パソコン画面やスマホ画面の場合、スマホやデジカメ等で写真撮影して保存するなど）するとともに、生徒指導委員会やいじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（相当の期間：少なくとも3か月を目安）

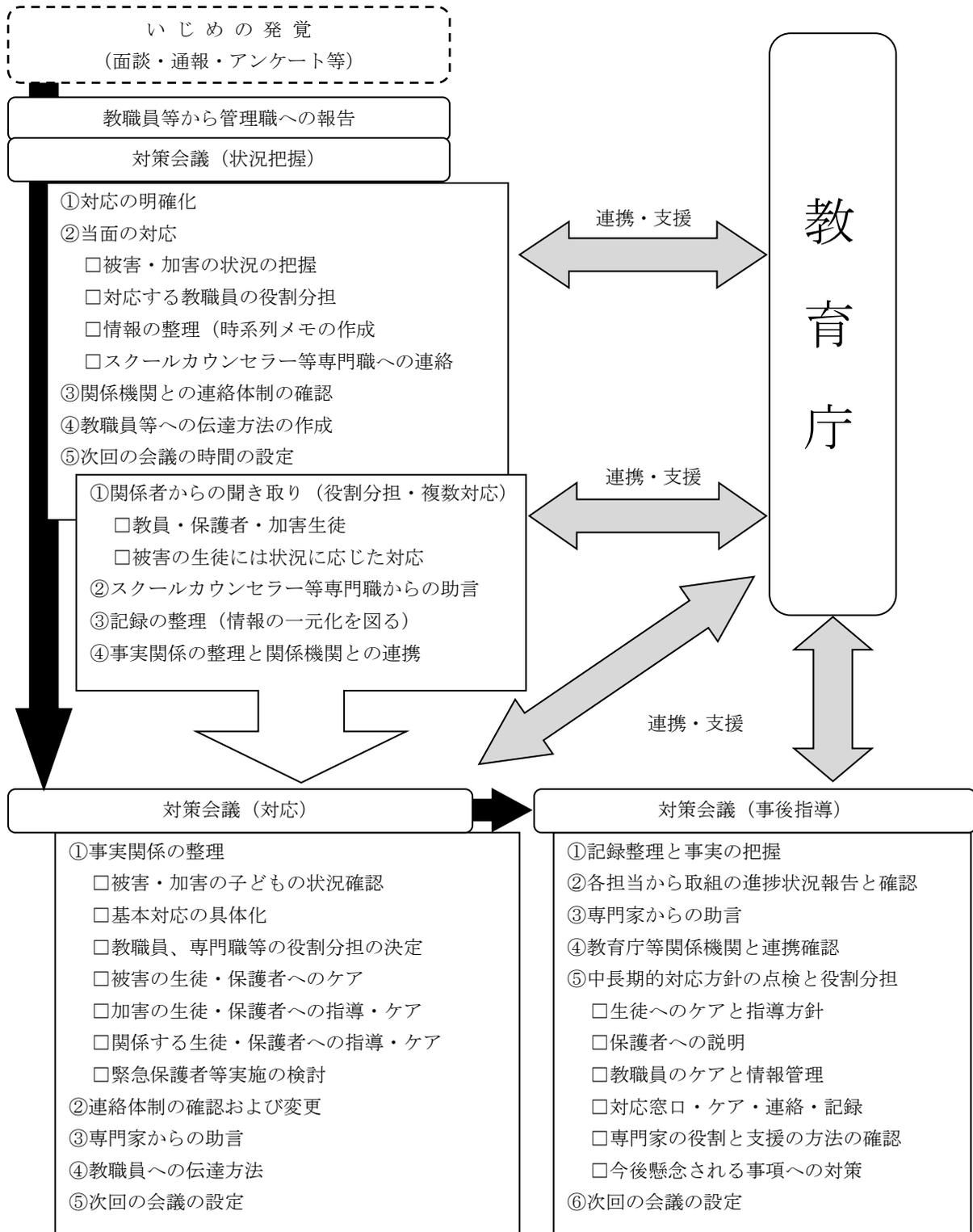
- (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

第5章 その他

1 早期発見・事案対処フローチャート



2 関係機関の例

子ども相談所、大阪府警少年サポートセンター、すこやか教育相談、法務局人権擁護課
(財)日本データ通信協会迷惑メール相談センター (チェーンメール削除など)

(参考)いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(別紙 平成29年3月文部科学省より)
いじめ(いじめの疑いを含む。)により、以下の状態になったとして、これまで各教育委員会等で重大事態と扱った事例

◎下記は例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

①児童生徒が自殺を企図した場合

○軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

②心身に重大な被害を負った場合

○リストカットなどの自傷行為を行った。

○暴行を受け、骨折した。

○投げ飛ばされ脳震盪となった。

○殴られて歯が折れた。

○カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。